

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(8) 低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」

| | |
|------------|--|
| 支援内容 | 低所得の子育て世帯に対して、臨時特別給付金として、児童一人あたり5万円を支給します。 |
| 対象者 | 次の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く） ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は、20歳未満で特別児童扶養手当の対象となる児童）を養育している方 ②令和4年度の住民税（均等割）が非課税、または非課税相当（令和4年1月以降の収入）の方 |
| 申請手続に必要なもの | 児童手当や特別児童扶養手当の新規認定請求者が住民税非課税に該当する場合は、申請は不要ですが、非課税相当・中学校修了児童のみ養育している方等は申請が必要です。 【添付書類】 ・本人確認書類（写し） ・受取口座を確認できる書類（写し） ・申告する収入に係る給与明細書や年金振込通知書等の「収入が分かる書類」（申請者及び配偶者等の両方が必要） など ※詳しくはお問い合わせ下さい |
| 受付場所及び受付時間 | 受付場所：津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） ※各支所・出張所でも受付可 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 申請期限：令和5年2月28日（火） |
| 問い合わせ先 | 津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 （電話）0868-32-2065 |
| 備考 | |